

西入間管内 振り込め詐欺被害

平成29年振り込め詐欺被害額合計
約2,900万円

事例1 通販サイト「アマゾン」を騙った 登録料未払い名目の架空請求詐欺

携帯電話に「コンテンツ料金の精算確認が取れません。本日まで連絡がない場合には、法的手続きに移行いたします」と、電話番号が記載されたメールが送られてきた。電話した結果、コンビニエンスストアでプリペイドカードを購入させられ、カードに記載されている番号を電話で伝えたことで、プリペイドカード代金（6万5千円相当）を騙し取られた事案。

事例2 警察官を騙ったキャッシュカード 被害

家の電話に、川越警察署のムトウと名乗る男から「あなたのカードが使われている。偽造されたかもしれない。」という電話があった。その後、日本銀行の職員を騙る男から電話があり、暗証番号を聞き出され、「あなたの口座から50万円引き出されています。保障されて戻ってくるのでキャッシュカードを封筒に入れてポストに入れてください」といわれてカードを騙し取られ、100万円引き出された事案。

事例3 息子騙りの補填名目の詐欺被害

家の電話に、息子を騙った男から、事前に「保険の書類が届くから受け取っておいてほしい」と電話があり、後日「会社に内緒でしていたサイドビジネスに会社のお金を使ってしまった。監査でバレてしまう」という電話があった。信じた被害者が、家に訪れた郵便局員を名乗る男に600万円を騙し取られた事案。

事例4 役場職員騙りの還付金名目の詐欺 被害

役場の職員を騙る男から「医療費の過払い金があることが分かりました。手続きの期日が過ぎています。ATM機で証明書を出して、銀行で手続すれば還付金を受け取れる」と電話があり、別の男から「指示を聞いて間違えないでください。読み上げる数字は金額ではなく、受付番号です」などと指示され、ATMを操作した結果、犯人側の口座に約49万円を振り込んでしまった事案。

◆詐欺で使われるキーワード◆

息子や家族から

- ・携帯電話の番号が変わった
- ・風邪をひいてのどの調子が悪い
- ・借金の返済
- ・会社のお金を横領／盗まれた／無くした
- ・不倫相手を妊娠させた／交通事故を起こして示談金が必要

町役場などの公的機関から

- ・医療費や税金の還付／払い戻し／年金の未払いがある
- ・今日中にATMで手続が必要

銀行などの金融機関から

- ・あなたの口座が凍結される
- ・代わりの者／銀行協会の者がお金を取りに何う

警察官から

- ・あなたの個人情報が漏れている
- ・あなたの口座が悪用されている
- ・拾得物／押収したものの中にあなたのカードがある
- ・警察でお金／カードを預かる

**こんな言葉が出たら
詐欺を疑いましょう。**

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ 訴訟管理番号 (わ) 896

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させて頂きます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されて裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えを強制的に執行させて頂きます。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。

この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成30年 8月20日

取り下げ等のお問い合わせ相談窓口
03-6732-6358

受付営業時間 (日、祝日は除く)
平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地10号

詐欺師に負けないために

冷静さを失わないで

「24時間以内」や、「翌日正午まで」など、被害者に考える暇を与えない手口の詐欺も多いです。慌てて指示された通りに動いてしまつては詐欺師の思うツボです。また、左の通知は架空請求詐欺ハガキのサンプルです。このような通知が届いてもあわてないでください。緊急の時こそ、まずは落ち着いて内容を整理することが大切です。

お互いにしか分からない
事柄を確認しましょう

近年は、名前や住所、生年月日などの個人情報をもとにだまされ騙そうとしてくる詐欺グループも多々あります。名前や年齢ではなく、お互いにしか知り得ない事柄で本人確認しましょう。本人確認のための受け答えを決めておき、電話機の近くにメモを置いておくのもよい方法の1つです。

詐欺の対応は迅速に

相手の指示する口座にお金を振り込んでしまった場合、被害を拡大させないため、相手が口座を使用できないようにする必要があります。「おかしい」、「騙されたかな」と感じたら一人で悩まず、すぐに警察に連絡しましょう。詐欺についての相談を希望する方は、消費生活センター(☎188)または町で毎月1回開催する弁護士相談(P26)をご利用ください。

一度騙されるとその後も狙われる!?

詐欺にあつた人に対して、警察官や弁護士へのふりをして詐欺師が「騙し取られたお金を取り戻せませよ。」と近づいてくることもあります。一度騙された人はその後も狙われる可能性があるので注意が必要です。良い話を持って近づいてくる相手は、簡単に信用してはいけません。日ごろから信頼のできる友人や家族とのコミュニケーションを大切にしていざという時に相談できる環境をつくっておきましょう。

振り込め詐欺防止啓発活動を行いました

年金支給日の10月15日、西入間地区地域安全推進連絡協議会越生支部のみなさんが、西入間警察署、川越比企地域振興センターの職員とともに、町内の金融機関の周辺で振り込め詐欺防止啓発活動を行いました。今後も定期的に活動し、地域の安全を守っていきます。

☎総務課 自治振興担当
☎内線 215

